

子どもへの虐待を許さない決議

子どもは国の宝である。子どもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。

そして、子どもは円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しつけと称した体罰をはじめ、子どもへの虐待は、子どもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、理由の如何に関わらず決して許されるものではない。

しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しているとともに、虐待者の多くは実父母であるという状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることは言うまでもないが、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、保護者に役割と責任が集中する傾向が強まる中で、大人の都合が優先されるのではなく、子どもにとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

よって本市議会は、本市が子どもに優しい街を目指し、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、子どもと家庭を支える環境づくりの構築に取り組んでいくことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年9月29日

兵庫県三木市議会